

業務管理体制に係る確認検査について

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正行為を未然に防止するとともに利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者には業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。(介護保険法第115条の32第1項及び第2項)

当市では、指定事業所等の全てが豊中市に所在する事業者に対して、介護保険法第115条の33第1項に基づき、届出のあった業務管理体制の整備やその運用状況を確認するために、「確認検査」を実施しています。

1. 確認検査の方法

豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱(※1)に基づき、提出していただいた業務管理体制自主点検表(※2)により、届出内容及びその運用状況を確認します。なお、期限までに関係書類を提出されない場合や、自主点検(※2)により明らかになった問題点等が改善されない時には、事業者の本部等への立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する場合があります。

2. 確認検査の視点等

確認検査では、事業者の規模等に応じた業務管理体制(法令等遵守態勢)が整備されているかを下記の視点等に基づき確認します。

【 確認の視点 】

(1) 方針の策定

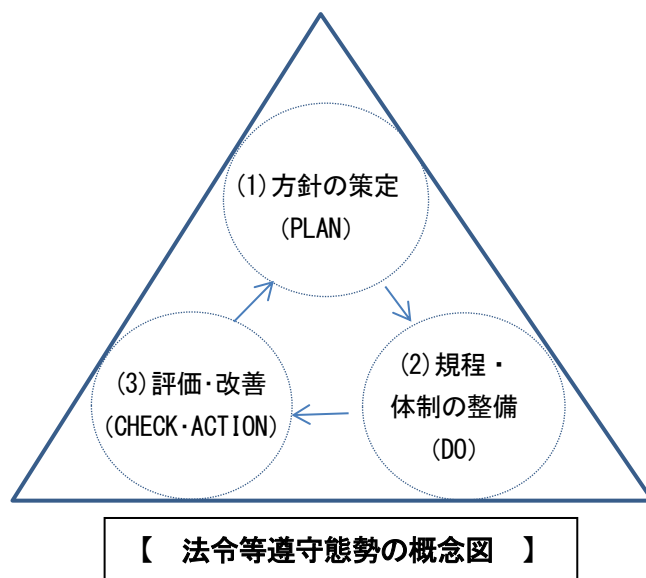
- ① 法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ② 法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③ 方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 内部規程・組織体制の整備

- ① 法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ② 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③ 各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

(3) 評価・改善活動

- ① 法令等遵守状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ② 検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。



※1 豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱(抜粋)
(検査の実施方法)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

1 一般検査

介護保険事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、法第115条の32第2項に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。なお、報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

2 特別検査

指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

※2 市のホームページに、**業務管理体制自主点検表**を掲載しておりますので、ご利用ください。
トップページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」⇒「法人・事業所等の指導」⇒
（指定介護保険サービス）業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）について
⇒「自主点検表様式（指定介護保険サービス）・業務管理体制自主点検表」